

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
記 1. ～82. （略） 83. 適用関係告示第 5 条第 5 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成 31 年 3 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの (2) 令和 6 年 3 月 31 日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (3) 令和 6 年 3 月 31 日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車 (4) 令和 6 年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。） (5) 令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 6 年 3 月 31 日以前に多仕様自	記 1. ～82. （略） 83. 適用関係告示第 5 条第 5 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年 3 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力電源装置の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の構造、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの (2) 平成 36 年 3 月 31 日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (3) 平成 36 年 3 月 31 日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車 (新設) (新設)

動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

84. 適用関係告示第5条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和5年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(2) 令和8年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 令和8年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

(4) 令和5年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）

(5) 令和5年4月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形

(新設)

84. 適用関係告示第5条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成35年4月1日から平成38年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成35年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の構造、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(2) 平成38年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成38年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

(新設)

(新設)

、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

85. ～244. (略)

245. 適用関係告示第 27 条第 38 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 9 月 24 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(3) (略)

(4) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 9 月 24 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(5) (略)

246. 適用関係告示第 51 条の 3 第 4 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた

(新設)

85. ～244. (略)

245. 適用関係告示第 27 条第 38 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 9 月 24 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) (略)

(4) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 9 月 24 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(5) (略)

246. 適用関係告示第 51 条の 3 第 2 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) (略)

(2) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた

自動車であって、同年 9 月 24 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

(3) (略)

(4) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 9 月 24 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

(5) (略)

247. 適用関係告示第 9 条第 62 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和 8 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
(2) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一のもの

(3) 令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一のもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

248. 適用関係告示第 9 条第 64 項の「国土交通大臣が定める自動車」

自動車であって、同年 9 月 24 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) (略)

(4) 令和 10 年 9 月 25 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 9 月 24 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(5) (略)

(新設)

(新設)

は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 6 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和 6 年 8 月 31 日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (3) 令和 6 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

249. 適用関係告示第 28 条第 206 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 10 年 9 月 30 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 10 年 10 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和 10 年 9 月 30 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和 10 年 9 月 30 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 10 年 10 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 10 年 9 月 30 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(新設)

附 則

本改正規定は、公布の日から施行する。